

# パブリックコメント制度

## むつ市過疎地域持続的発展計画の変更計画（案） について

### 【意見募集期間】

令和7年4月1日（火）～4月30日（水）

### 【お問い合わせ先】

むつ市 政策推進部 企画課

電話 0175-22-1111（内線 2312）

# パブリックコメントにあたって

このたびのパブリックコメントは、令和3年10月に策定した「むつ市過疎地域持続的発展計画」について、令和7年度の事業を一部追加するため計画を変更（変更箇所を朱書きしています）する必要があることから、変更計画（案）に対するご意見を伺うものです。

## 【目次】

■ 運賃の概要	2
■ 意見の提出方法	3
■ パブリックコメント用紙	4

## ■変更計画の概要

### 1 趣旨

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、過疎地域とみなされる、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村の3地域の振興発展の指針とするため、「青森県過疎地域持続的発展方針」、「むつ市総合経営計画」、「むつ市公共施設等総合管理計画」及び「新市まちづくり計画」との整合を図りながら令和3年10月に策定したもので、令和7年度に事業を追加するため計画の一部を変更するものです。

### 2 計画期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

### 3 変更の内容

- 目次 目次の文言の修正
- P 3 4 表中 「(2) 漁港施設」に「大畑漁港施設事業負担金」を追加
- P 3 9 表中 「(1) 市町村道 橋梁」に「木野部橋 長寿命化修繕」「脇野沢橋 長寿命化修繕」を追加
- P 4 3 表中 事業名に「(8) その他」を追加
- P 4 3 表中 「(8) その他」に「急傾斜地整備事業負担金」を追加
- P 4 6 表中 「(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター」を「(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター」に変更
- P 4 9 表中 「(1) 学校教育関連施設」の「大畑中学校整備事業」を「大畑小中学校整備事業」に変更

## ■意見の提出方法

### 1 募集期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月30日（水）まで

### 2 宛て先

むつ市政策推進部企画課企画グループ

### 3 提出方法

次ページの「パブリックコメント用紙」により、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子メール mt-kikaku@city.mutsu.lg.jp

(2) ファックス 0175-23-4108

(3) 郵送・持参

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

むつ市政策推進部企画課企画グループ

- ・ 電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません。
- ・ お寄せいただいたご意見は、募集期間終了後ご意見に対する考え方とともに、整理した上で速やかに公表します。
- ・ 個々のご意見には直接回答しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ むつ市過疎地域持続的発展計画は令和3年10月に定めた計画（計画期間：令和3年度～7年度）であり、令和7年度に行う事業を追加するため計画を一部変更するものです。変更箇所は朱書きとしておりますが、変更箇所以外についてのご意見は受付できませんのでご了承ください。

パブリックコメント用紙

案 件 名	むつ市過疎地域持続的発展計画の変更計画（案） について
住 所 （団体は団体名と代表者名）	
氏 名 （団体は団体名と代表者名）	
電 話 番 号	
提 出 者 の 区 分 （該当する番号に○をつけて下さい）	1 市内に住所を有する方 2 市内に事務所又は事業所を有する方 3 市内の事務所又は事業所に勤務する方 4 市内の学校に在学する方 5 パブリックコメントの案件に関係のある方

該当ページ	ご意見の内容

\* ご意見の内容は公表しますが、住所・氏名・電話番号は公表しません。また、その他目的外の使用はしません。

\* ご意見の欄が足りないときには、用紙（様式不問）を追加して下さい。

【提出先・お問合せ先】

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

むつ市政策推進部企画課企画グループ

電 話 0175-22-1111（内線 2312）

ファックス 0175-23-4108

電子メール mt-kikaku@city.mutsu.lg.jp